

## 平成 28 年度豊田市生涯学習センター交流館

### 管理運営重点取組項目

私たちは、豊田市が定める「豊田市生涯学習センター交流館運営基本方針」を受け、その内容を十分に理解し、「地域の実情に応じた地域づくりへの柔軟な支援」を実現するため、「重点取組項目」を定めて組織的に取り組みます。

さらに、この取り組みを行う中で、常に職員の人材育成を重視し、地域の人材をつなげ、市民の主体的な活動を促進するためのコーディネート力やファシリテート力の向上を目指します。

その結果として、すべての交流館が市民から信頼される「まちづくり」、「人づくり」に必要な拠点としての立場を一層強固なものにしていきます。

平成 28 年度は、第 3 期指定管理期間（平成 26～30 年度）の 3 年目となり、次期指定管理も意識する時期にきています。市民目線を大切にし、市民の信頼に応える運営を行うとともに、人づくりに貢献する事業を積極的に展開することで、今後も当財団の管理運営が、今以上に高い評価を受け、指定管理を委ねられるように努力を重ねます。

#### 1 安心・安全・快適な施設運営

**目標** 市民が気軽に利用できる居心地のよい交流館となるよう、「おもてなしのこころ」や職員行動規範「輝くぶんしん職員の心得 10 か条」を基にした行動を実践し、より一層の市民サービスの向上を目指します。また、地域の住民が集う重要な拠点として安心・安全・快適に利用できる環境づくりを推進します。

- 対応**
- (1) 好感を得る身だしなみ、言葉遣い、マナーを常に心掛けるとともに、市民の声を大切にし、誠意ある対応によりさらなる市民サービスの向上を目指します。また、相談内容と対応事例の共有化により職員の資質向上につとめます。
  - (2) 地域の交流や憩いの場づくりを推進するために、市民の立場にたった柔軟で弾力的な対応をします。
  - (3) 日常点検や施設巡回を徹底することで、事故・故障を未然に防ぐとともに、万が一事故・故障等が発生した場合は、その原因を全交流館で共有し、再発防止に努めます。
  - (4) 館内外の整理整頓・美化活動をあらためて見直し、計画的に全職員で実施することで居心地のよい交流館を目指します。

## 2 地域情報の収集及び発信

**目標** 交流館が核となり、地域の人材とニーズを結びつけることができるように、コミュニティ会議、学校、各種団体、民間事業者などと連携して、地域情報の収集と発信を行い、幅広い世代の地域活動の輪とネットワークを広げ、地域力の向上を目指します。

- 対応**
- (1) 平成 27 年度に作成した「地域カルテ」の情報の継続的な更新・積み上げを行います。引き続き主事を中心として、積極的に地域に出向き、幅広い情報収集につとめます。
  - (2) ロビーやフリースペースでの掲示方法の工夫や発表・交流の場の提供などを積極的に行い、人と人をつなぎ、ネットワークを広げていくための有効な場となるようにつとめます。
  - (3) ホームページを有効活用し、最新情報をタイムリーに提供します。また、他館や各種ホームページを参考にしながら、より良いページ作りを工夫します。
  - (4) 各種情報発信ツール（ちらし、館報、広報とよた、報道機関、まなびん、フリーペーパー、掲示板、リンクなど）の特性を活かして、幅広い世代に向けた情報を発信します。

## 3 生涯学習の推進と地域づくりの支援

**目標** 地域カルテを活用し、「地域の特性」「地域の現状・課題」「目指す地域の姿」「事業のねらい」を明確化することで、地域の実情にあった事業を展開します。職員のコーディネート力を発揮し、地域資源をつないだり、財団の強みを活かした新しい視点で魅力的な事業を実施します。

- 対応**
- (1) 財団施設や他の交流館、財団加盟団体（文化団体・青少年団体）などのもつ専門的知識や経験を活かし、内容の幅を広げ、さらに深みのある事業を展開します。
  - (2) コミュニティ会議、自治区、学校、民間事業者、地域の各種団体等と交流館運営委員会を活用して、積極的に情報の共有を図り、それらとの共働を推進します。
  - (3) 職員研修やブロック研修などで、交流館間でコーディネートや共働の事例を共有し、それぞれの館での取り組みに活かします。

## 4 新たな利用者の開拓

**目標** 新たな視点での事業企画や、柔軟な館運営で「開かれた交流館」をアピールし、利用者の裾野の拡大を目指します。さらに、交流館を身近に感じてもらうことで、新たな連携や、新たな地域活動の担い手の育成につなげます。

- 対応**
- (1) 民間事業者の活用による交流館事業の活性化と利用制限緩和に向けた取り組みを行うモデル館2館は、平成28年度も継続して取り組みます。その他の館は、現行ルールの中で、民間事業者との連携に積極的に取り組み、利用の拡大につとめるとともに連携のあり方や民間事業者のニーズを探ります。
  - (2) 中学生による交流館利用の機会を創出し、地域で活動するきっかけをつくれます。また、利用制限緩和を行うことで、中学生の利用の拡大を図ります。
  - (3) 夜間講座の充実を図り、現役世代の利用促進を図ります。